



奈人委第100号
平成23年10月27日

奈良県議会議長 国中憲治様
奈良県知事 荒井正吾様

奈良県人事委員会
委員長 栗山道義

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、
職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙
第2のとおり勧告します。